

# 「旧紙幣が使えなくなる」は詐欺です！

令和6年7月3日から新紙幣が発行されました。

便乗した詐欺にご注意ください！

## ～ こんな言葉に注意 ～

- ◆「今の紙幣は使えなくなりますよ。」
- ◆「新紙幣に交換のため係の者が伺います。」
- ◆「ATMで新紙幣が使えるか調査しています。謝金をお支払いするのでATM操作にご協力ください。」



## トラブル回避策

- ◆現在の紙幣は新紙幣発行後も引き続き使用できますし、価値を失うことはありません。
- ◆「使えなくなるから交換しなくてはならない」と不安を煽るようなことを言われても冷静に対応しましょう。
- ◆ATM操作に誘導したり、紙幣を預かるなどもすべて詐欺です。
- ◆少しでもおかしいな？と思ったらご家族やご友人、最寄りの警察署、消費生活センターに相談しましょう。



県消費生活センター  
キャラクター「ケロちゃん」

おかしいな、困ったなと思ったら、  
尾花沢市役所 消費生活相談窓口（市民税務課）  
TEL:0237-22-1111（内線137）